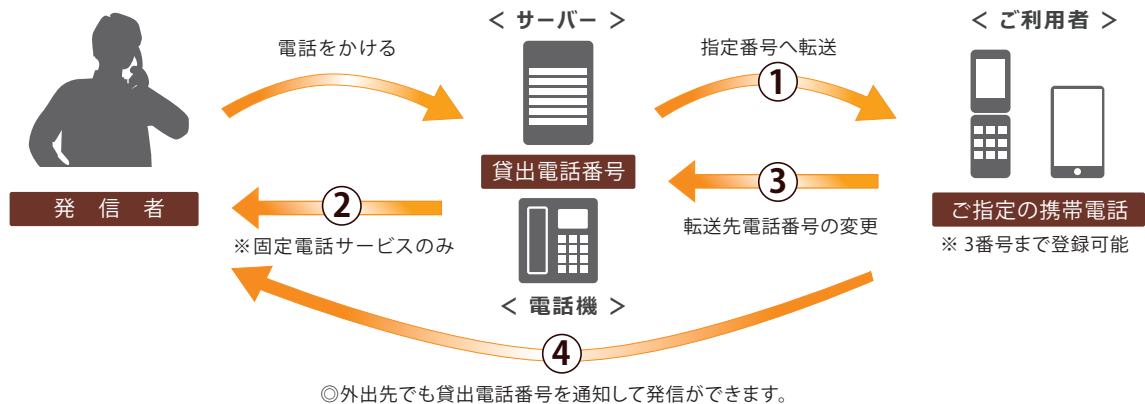


電話回線サービスについて

サービス内容

専用の「電話番号」をお貸しいたします。貸出電話番号への着信をご指定の電話番号へ転送するサービスです。携帯電話をご登録いただき、登録した携帯電話で転送開始・停止、転送先が随時変更可能です。



回線プラン



1 固定電話サービス（電話機付き）

固定電話機（1回線につき1台貸与）と携帯電話を利用して通話ができます。
レンタルオフィス会員限定のサービスとなります。



2 発着信サービス（電話機無し）

携帯電話を利用して通話ができます。
レンタルオフィス会員以外はこちらのプランのみ選択可能です。（スポット利用プランは利用不可）

※ レンタルオフィス会員の場合、オフィスに設置している受付機からの呼出し先に設定する為、1回線は契約必須となります。

料金プラン

回線プラン		(1) 固定電話サービス	(2) 発着信サービス
市外局番		03・042・044・045 052・06・075	03・042・044・045・047 048・052・06・075
初期費用		2,750円	2,750円
月額基本料金		3,300円(台)	2,200円(回線)
通話料金	着信転送(固定)①、②	3分 14.3円	3分 16.5円
	着信転送(携帯)①、②	1分 29.7円	1分 35.2円
	発信(固定→固定)④	1分 33円	—
	発信(固定→携帯)④	1分 51.7円	—
	発信(携帯→固定)④	1分 51.7円	1分 51.7円
	発信(携帯→携帯)④	1分 69.3円	1分 69.3円

- ※ 上部イラスト③の設定変更時にかかる通話料金（1分22円）はご利用者負担となります。貸出固定電話機から設定を行った場合は無料。
- ※ ご利用開始月の1日が土・日・祝日の場合、ご利用開始は翌営業日10時以降となります。
- ※ 月の途中からの利用の際も、月額基本料を申し受けます。（日割精算がありません）
- ※ 局番はお申込オフィスの所在地域の番号のみ選択いただけます。（電話番号はお選びいただけません）。

通信サービス利用約款

この利用約款は、nex 株式会社（以下「当社」といいます。）が、ビジネスサポートクラブの会員（以下「会員」といいます。）に対して提供する通信サービスの内容および利用条件等を定めたものであり、会員はこの利用約款に従い、通信サービスの提供を受けるものとします。なお、この利用約款に記載されている金額はすべて消費税を含まない金額であるため、支払時に別途消費税が加算されます。

第 1 条〔通信サービスの種類〕

1. 当社が会員に対して提供する電話通信サービスの種類は、次の通りとします。
 - (1) IP 電話回線の発着信（以下「発着信サービス」といいます。）
発着信サービスとは、当社が会員に対して貸与する専用電話番号を使用して、インターネット回線を介して着信および発信を行うことにより、会員の固定電話または携帯電話で通話を行うことができるサービスです。
 - (2) IP 電話回線の固定電話（以下「固定電話サービス」といいます。）
固定電話サービスとは、当社が会員に対し、専用電話番号および電話端末を貸与することにより、会員が貸与された電話端末を使用して通話を行うことができるサービスです。
2. 当社が会員に対して無償提供するインターネット接続サービスは、次のとおりとします。
 - (1) 有線 LAN ポートは、有線 LAN 方式による DHCP 接続のみとします。
 - (2) サービスはベストエフォート型であり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、施設内の利用状況、交換機収容局からの距離等により速度が変化するため、接続速度について保証しません。

第 2 条〔会員が利用できる回線数〕

1. コワーキングスペース会員およびバーチャルオフィス会員は、発着信サービスについて、それぞれ 1 回線のみ利用することができます。
2. レンタルオフィス会員は、当社が指定する定員数に応じた回線数を利用することができます。

第 3 条〔利用申込み〕

1. 会員は、通信サービスの利用を申込みときは、当社指定の申込手続きに従い、利用申込みを行うものとします。
2. 次の何れかに該当するときは、当社は、通信サービスの提供を拒絶する場合があります。
 - (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合。
 - (2) 会員が通信サービスを利用する際に、この利用約款の定め違反する恐れがあると当社が判断した場合。
 - (3) 当社が会員に対し、利用申込に必要な書類等の提出を求めたにもかかわらず、会員が提出に応じない場合。

第 4 条〔設備等の準備〕

1. 会員は、通信サービスを利用するために会員が別途調達するルーター等の当社指定機器、PC、ソフトウェア、その他の機器を、自己の責任と負担において準備し、設置・接続または設定を行うものとします。
2. 当社は、会員が通信サービスを利用するために使用する機器、PC、ソフトウェア、その他の機器との互換性を確保するため、当社の管理設備、システムやソフトウェアについて、追加・変更・設定変更などの義務を負いません。

第 5 条〔通信サービスの利用料金等〕

1. 通信サービスの利用料金については、運営者が公開するウェブサイトに掲載されているとおりとします。
2. 発着信サービスおよび固定電話サービスを利用する場合、会員は、月額基本料金以外に通話料金および転送通話料金を支払うものとします。
3. レンタルオフィス会員において、通信サービスの設定や設置を伴う有料出張サービスを利用した場合、運営者に対し、技術者出張料金として 35,000 円を支払うものとします。
4. 通信サービスの利用開始後に、登録した電話番号または送受信先メールアドレスの変更を行う場合、会員は、変更 1 件当たり 2,000 円の変更手数料を運営者に支払うものとします。

第 6 条〔利用料金等の支払方法〕

1. 会員は、通信サービスの利用を開始する場合、当社が指定する期日までに、初期設定費用および原則 2 か月分（利用開始日より異なります）の月額基本料金を一括して支払うものとします。
2. レンタルオフィス会員は、月額基本料金については、毎月末日までに翌々月分を、またコワーキングスペース会員およびバーチャルオフィス会員は、毎月末日までに〔利用規程・第 6 条第 5 項〕に従い、支払うものとします。なお、従量課金の利用料金等は、当月分を翌月末日までに、当社指定の方法により支払うものとします。
3. 会員が、利用料金等の支払を怠ったときは〔利用規程・第 6 条第 7 項〕を準用します。

第 7 条〔禁止事項〕

1. 会員は、通信サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社指定以外のルーター機器を持ち込み利用する行為。
 - (2) 会員が従前から使用していたプロバイダーの情報が設定されているルーターを使用する行為。
 - (3) 当社が自動配布しているネットワーク帯の IP アドレスを固定で利用する行為。
 - (4) 共用ワークスペースで提供する無償インターネット回線を共用ワークスペース以外で利用する行為。
 - (5) 当社のグローバル IP を不正利用、VPN 等での接続または帯域を占有し続ける行為。
 - (6) 特定・不特定を問わず大量のメール送信、動画等データ容量の大きいコンテンツの取扱いや利用する行為。
 - (7) コンピュータウイルスなど有害なプログラムを提供しまたは送信する行為。
 - (8) 犯罪に該当する行為または公序良俗に反する行為もしくはそれらに類する行為。
 - (9) 特定または不特定を問わず、相手方に不利益または損害を与える行為、もしくは誹謗中傷する行為。
 - (10) サポートが終了している OS および最新のウイルス対策が行われていないデバイスを接続する行為。
 - (11) その他、当社提供の通信サービスを阻害または他の会員による通信サービスの利用を阻害するような行為。
2. 会員が施設内に持ち込んだルーター等の接続、設定、使用方法のほか、前項に違反する行為が原因で当社が提供する通信サービスに障害が生じたときは、会員は、運営者に対し、障害の復旧対策に要した費用を支払うものとします。

第 8 条〔サービスの提供の停止・中止・利用制限〕

1. 当社は、会員が次の何れかに該当した場合、通信サービスの提供を停止します。
 - (1) 会員が通信サービスの利用料金等の支払を怠ったとき。
 - (2) 会員が前条第 1 項の禁止事項を遵守しなかったとき。
 - (3) 他の会員及び共有通信環境に影響の生じる可能性のある通信方法と当社が判断したとき。
2. 当社は、次の何れかに該当するときは、通信サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 電気通信設備等の保守上または工事上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) 電気通信設備等の障害が発生し、復旧させるまでに時間を要する場合。
 - (3) 天災地変、停電、通信事業者による通信遮断や通信障害、施設内に設置された配線および機器等が原因による通信不具合が発生した場合。
 - (4) 通信サービスにおける回線を提供する事業者が法令違反や設備不良等が生じ、通信サービスに障害や損害を与えさせる恐れがあったとき。
3. 天災地変その他非常事態が発生し、公共の利益のために緊急を要する通信を最優先に取扱う必要が生じた場合、会員による通信サービスの利用を制限または通信サービスの提供を中止することがあります。
4. 本条第 1 項ないし第 3 項による通信サービスの提供の停止または中止もしくは利用制限により、会員が損害を被ったとしても、運営者は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 9 条〔サービスの解約〕

1. レンタルオフィス会員は、IP 電話回線を 1 回線利用することが施設利用の条件となっているため、施設を利用している間は、発着信サービスまたは固定電話サービスを解約することはできません。
2. 会員が解約を申し出た場合、解約の申出があった日の翌月末日（翌月末日が当社休業日の場合はその前営業日）の 15 時をもって通信サービスが終了します。
3. 会員は、通信サービスを解約した場合、貸与されていた電話や FAX 番号をホームページ等から削除しなけれ

ばなりません。

第 11 条〔権利の譲渡制限〕

この通信サービス利用約款に別段の定めがある場合を除き、会員は、通信サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

〔改訂〕

- ・ 2025 年 1 月 10 日付、第 1 条第 1 号(3)および第 5 条第 3 項を削除、第 5 条第 1 項および第 4 項、ならびに第 6 条第 2 項を修正、第 8 条第 2 項(4)を追記のうえ改訂しました。